

新潟県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第66号

新潟県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定申請書に添える書類)

第2条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が認めた者が証する書類とする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書に添える書類)

第3条 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、法第22条第2項の認定を受けようとする建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が認めた者が証する書類とする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書に添える書類)

第4条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が認めた者が証する書類とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年11月25日から施行する。